

令和5年度 大田区 特定子ども・子育て支援施設等の 指導検査

概要編

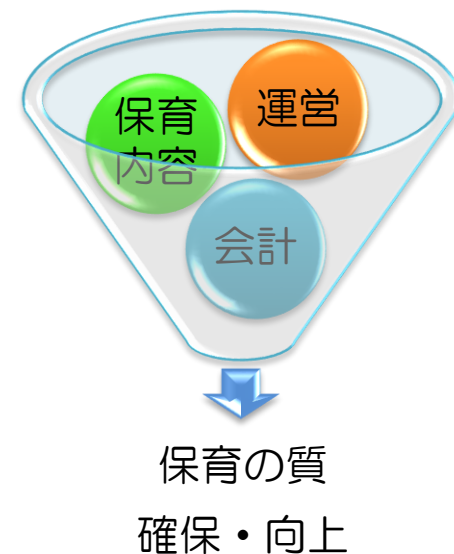
大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

指導検査 概要編

- 1 大田区の指導検査の目的と法的根拠
- 2 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査
- 3 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査基準
- 4 保育料の無償化対象施設としての条件
- 5 【参考資料】東京都と大田区の指導検査体制
- 6 「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査の範囲
- 7 区の立入調査（指導検査）の流れ
- 8 令和4年度 主な指摘・指導事項（認可外保育施設）
- 9 令和5年度指導検査の重点項目
- 10 大田区指導検査結果の公表

1 大田区の指導検査の目的と法的根拠

- 待機児童解消のため保育施設の整備が進められ、また、令和元年10月から認可外保育施設を含む幼児教育無償化が実施され、より一層、**保育の質・安全性の確保と向上**が求められている。
- 指導検査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法などの関係法令や都や区のとらえ、国等からの各種通知等に基づき児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認し、必要な指導・助言を実施する。



■ 大田区の立入調査（指導検査）の法的根拠

（1）子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

（2）東京都の立入調査（児童福祉法第59条第1項）


※ 大田区の立入調査とは別に、今後も東京都による認可外保育施設に対する指導検査は実施。
⇒ 大田区は東京都と連携し、指導検査を実施する。

2 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査

■ 幼児教育・保育の無償化（令和元年10月～）に伴い、区に指導検査の権限付与

① 無償化の確認申請

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等がその対象施設となるためには、市区町村に対して子ども・子育て支援法第30条の11に基づく確認の申請を行い、確認を受ける必要がある。

 大田区に確認を受けた無償化対象の認可外保育施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

② 指導・監査

一方で、大田区はこの確認を受けた無償化対象施設に対して、調査・指導等（子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）を行い、監査（法第58条の8）を行うことができる。

③ 勧告、命令等

また、大田区は、特定子ども・子育て支援施設等に著しい運営基準等への違反が確認された場合等は、当該基準を遵守することを勧告・命令等（法第58条の9）実施し、改善がなされない場合は、確認（無償化）の取消し処分（法第58条の10）を行うことが可能。

3 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査基準

■ 特定子ども・子育て支援施設等の基準

① 設置基準（法第58条の4第1項第4号）

➡（内閣府令第44号）子ども・子育て支援法施行規則第1条

POINT ! ◆この内閣府令で定める基準は、平成13年3月29日雇児発第177号「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」で示されている 「認可外保育施設指導監督基準」と同様の内容である。つまり、区の指導検査基準は、東京都の指導検査基準と同様の内容である。

令和元年11月27日付け府子本第689号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」より

② 運営基準（法第58条の4第2項）

➡（内閣府令第39号）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 第53条から第61条まで

■ 大田区の指導検査基準（特定子ども・子育て支援施設等）

◆「特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準（令和2年7月16日付け2こ保発第11557号）」に基づき実施する。

◆大田区のHPにアップ（公表）

HPトップ ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育（一次預かりを含む） ⇒ 保育施設の指導検査

4 保育料の無償化対象施設としての条件

■ 幼児教育・保育の無償化対象施設としての条件

◆ 国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要

- 平成17年1月21日雇児発第0121002号 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」で定められた指導監督基準を満たすことが必要である。

※ この「指導監督基準を満たす旨の証明書」は、東京都が検査し発行する。

※経過措置5年の猶予期間（令和6年9月末まで）あり

◆ 大田区の保護者補助

大田区でも 「認可外保育施設等保護者負担軽減補助金」については、各区市町村から特定子ども・子育て支援施設としての確認を受けている施設が補助対象の条件となっているため、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている保育施設が補助対象の条件

POINT !

■ まだ証明書が交付されていない施設は令和6年9月末までの経過措置期間中に必要な改善を行い、認可外保育施設の指導監督基準を満たす必要がある。

◆ 大田区は、各施設がこの証明書発行の基準を満たしているかについても検査で確認。

5 【参考資料】東京都と大田区の指導検査体制（法制度上の設計）

認可外保育施設（特定子ども・子育て支援施設）の場合

子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

	都	大田区
	認可外保育施設	特定子ども・子育て支援施設等
設置者が遵守すべき基準	<p>■ 認可外保育事業開始の届出</p> <p>届出：児童福祉法第59条の2 基準：認可外保育施設指導監督基準</p>	<p>◎ 施設等利用費の支給に係る（無償化対象）施設として確認</p> <p>施設・運営基準 子ども・子育て支援法第58条の4 同施行規則第1条～第1条の4</p>
指導監督	<p>■ 都による指導監督（児童福祉法第59条第1項）</p> <p>基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収 ・関係者への質問 ・施設への立入検査 	<p>◆ 区による指導監督（支援法第30条の3において準用する第14条及び同法第58条の8）</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告、帳簿書類その他物件の提出 ・設置者、職員等の出頭 ・関係者への質問 ・施設、事務所、関係場所への立入検査

5【参考資料】東京都と大田区の指導検査体制（法制度上の設計）

認可外保育施設（特定子ども・子育て支援施設）の場合

子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

	都	大田区
	認可外保育施設	特定子ども・子育て支援施設等
指導監督基準を満たす旨の証明書	<p>■ 都による証明書の交付</p> <p>平成17年1月21日付け雇児発第0121002号「認可外保育施設指導監督を満たす旨の証明書の交付について」</p> <p>本通知に基づき、立入調査の改善指導結果を踏まえて、証明書の交付を行う</p>	<p>◆ 区には交付権限なし</p> <p>◎ 保育料無償化の対象外施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書が発行されていない認可外保育施設は保育料無償化の対象外施設（5年間の経過措置あり） ・ 証明書がないと、各区独自の保護者補助金が受けられない場合あり
処分等	<p>■ 都による勧告・命令（児童福祉法第59条第3項から6項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の福祉のため必要があると認めるとき <p>→ 改善勧告・改善命令 事業の停止又は施設の閉鎖を命令</p>	<p>◆ 区による勧告・命令（支援法第58条の9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営基準に従って適正な運営をしていない場合 <p>→ 改善勧告、改善命令</p> <p>◆ 確認の取消し（支援法第58条の10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営基準に従って適正な運営ができなくなった場合 ・ 基準に違反したと認められるとき <p>→ 法第30条の11による確認の取消、確認の全部又は一部の効力停止</p>

6 「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査の範囲

認可外保育施設の場合

(特定子ども・子育て支援施設)

＜東京都＞
認可外保育施設

＜大田区＞
特定子ども・子育て
支援施設

【A】 個々の区市町村が独自又は上乗せして定める内容

各自治体の上乗せ補助
金要綱等を適用

【B】 適切な特定子ども・子育て支援の提供に関する内容
(【C】 【D】 以外に係る内容)

内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」第1条で定める基準
＝認可外保育施設指導
監督基準を適用

【C】 運営に関する内容
(保育の内容、質の評価、衛生管理、苦情解決など)

児童福祉法
に基づく指導検査
(立入調査)の範囲

【D】 設備・人員に関する内容
(面積、職員配置など)

子ども・子育て支援
法に基づく
指導検査(実地指導)
の範囲

都の指導監督要綱
指導監督基準
評価基準を適用

他法に関する内容 (消防法、労働基準法など)

7 区の立入調査（指導検査）の流れ

1 一般的な確認指導の流れ （子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

- ① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
 - ② 実地検査の実施（検査は半日（9時30分から13時30分）を予定）
 - ③ 検査結果通知の送付
 - ④ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
 - ⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）
- 改善等がなされていないと判断した場合、再指導等
- 次回検査への反映
-

2 確認監査の実施 （子ども・子育て支援法第58条の8） ← 上記1番の指導から監査に移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 他

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

（ア）改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第58条の10）

8-1 令和4年度 主な指摘・指導事項（認可外保育施設）運営管理

No	判定区分C	件数
1	保育士が1名しか配置されていない時間帯があった。	2
2	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されていなかった。	2
3	避難経路が2方向避難となっていなかった。	1
4	消防計画が作成されていなかった。	1
5	労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等がなかった。	1
No	判定区分B	件数
1	施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に必要項目を満たした内容を掲示していない。	2
2	サービス利用者に対する契約内容の記載が不十分であった。	2
3	保育室から玄関へつながる通路が物置として使用されており、安全確保の観点から不適切。	1
4	消火訓練の実施方法が一部不適切(消火器の場所確認のみ)。	1
5	定期健康診断を受けていない職員がいた。	1

8-2 令和4年度 主な指摘・指導事項（認可外保育施設） 保育内容

No	判定区分C	件数
1	入所時の健康診断が実施されていない。	3
2	施設内の玩具について、窒息の危険性のある玩具が置かれていないか、点検をしていなかった。	3
3	外気浴や戸外で活動する機会を適切に確保すること。	2
4	調理は、予め作成した献立に従って行うこと。	1
5	1年に2回の健康診断を実施していなかった。	1
6	食物アレルギーのある児童については生活管理指導表等に基づいて対応すること。	1
No	判定区分B	件数
1	調理・調乳に携わる職員の検便を実施していない月や、食事提供前に検便を実施していない事例があった。	3
2	年2回の健康診断を実施していない乳幼児がいる。	2
3	おやつと夜間保育児に提供する朝食の献立が確認できなかった。	1
4	定期的な身長・体重測定をしていなかった。	1

- (1) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか
- (2) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか
- (3) 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか
- (4) 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか
- (5) 通園のための自動車の運行については、ガイドラインに適合する児童の見落としを防止する装置を装備しこれを用いて児童の所在を適切に確認しているか。

9-2 令和5年度 指導検査重点項目（保育内容）

1. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。
- (2) 子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
- (3) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (4) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。
- (5) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。
- (6) 保育の記録・自己評価に基づき、保育所児童保育要録の作成、小学校への送付を行っているか。
- (7) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

2. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) 安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- (4) 各園で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底されているか。
- (5) 上記(1)～(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

10 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第19条第2項)

【公表の目的】

- ①保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促す。
- ②保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得る。
- ③保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるよう促し、これにより一層、区民の理解を得る。

(2) 公表方法、時期、及び内容

- ①大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査)
- ②検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載 (対象は、判定区分Cのみ)

- | | | | | |
|---------|----------------------|-------|---------|-----------|
| ① 施設所在地 | ② 施設名称 | ③ 設置者 | ④ 検査実施日 | ⑤ 指摘事項の有無 |
| ⑥ 指摘の内容 | ⑦ 改善状況 (改善済、改善中、未改善) | | | 等 |

(3) その他の公表事項

(2) の公表に先立ち、福祉部が実施する社会福祉法人及び介護・障がい福祉サービス事業者に対する指導監査の結果と、こども家庭部が実施する保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査 (検査) 結果報告書」を、福祉部のホームページに掲載しています。

大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査 (検査) ⇒ 指導監査 (検査) 結果報告書)